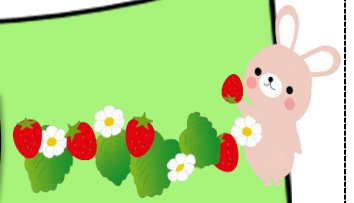


# 子育て支援だより



東久留米市子ども家庭部子育て支援課 発行 令和3年5月号

木々の緑がまぶしい季節になりました。子育て支援だよりでは、入園・入所に関すること、市内の子育て支援サービス等をテーマに、情報をお伝えしていきます。今回は、市内にどのような教育・保育施設があるかをご紹介します。ご参考にしてください。



認可保育施設とは？東京都や市から認可を受けている施設を言います。東久留米市は、東京都から認可を受けた認可保育所、市から認可を受けた小規模保育施設・家庭的保育施設があります。



## 市役所に申し込み

詳細は子育て支援課にお問い合わせください。

認可保育所 0～5歳児  
(定員20名以上)

児童福祉法に基づき設置された施設です。施設整備や人員配置などは定められた基準に沿って運営されています。

小規模保育施設 0～2歳児  
(定員6～19名)

市から認可された保育事業者が、きめ細やかな保育を行う、少人数の施設です。

家庭的保育施設 0～2歳児  
(定員5名以下)

市から認可された保育事業者が、自宅等において家庭的な雰囲気のもとで保育を行う施設です。



## 各施設に直接申し込み

詳細は各施設にお問い合わせください。

幼稚園 3～5歳児

(※満3歳児クラスを行っている園もあります。)

小学校就学以降の教育基礎をつくるために、幼児期の教育を行う施設です。毎日の教育時間はおおむね9時から14時までが一般的で、降園後の預かり保育を実施している施設もあります。  
※東久留米市に公立の幼稚園はありません。  
※市外の幼稚園も入園可能です。

認定こども園 満3～5歳児

東久留米市にある認定こども園は幼稚園型です。認定こども園は、幼児教育機能と保育機能の両方を兼ね備えた施設です。教育・保育を一体的に受けられます。市外の施設でも入園可能ですが、あらかじめ市から教育・保育給付認定を受ける必要があります。

東京都認証保育所(A型) 0～5歳児

面積基準や人員配置などについて、東京都独自の基準を満たした施設です。保護者と施設が直接利用契約をします。市外の施設も利用可能です。



企業主導型保育所 0～5歳児

内閣府の定める基準を満たした施設です。定員に、従業員枠と地域枠を設けています。保護者と施設が直接利用契約をします。市外の施設も利用可能です。

施設名は、入園のしおり・各パンフレット等でご確認ください。





# 令和4年度認可保育施設入所までの流れ



令和3年5月～10月

## 認可保育施設入所申請についての情報収集

☆市のホームページや窓口で、入所についての情報を収集しましょう。

## 認可保育施設の見学

☆見学は直接施設に連絡をして、日程調整（予約）をしましょう。

※認可外保育施設や幼稚園を希望または併願を検討されている方は、夏になる前に連絡をして、説明会の日程や入所までの手続き等を確認しておきましょう。

ポイント



令和3年11月～12月

## 令和4年度「入園のしおり」配布開始（11月上旬～）

☆必要書類の準備は早めに揃えておきましょう。

## 令和4年度4月入所希望1次申請（11月下旬～12月上旬）

※待機児童名簿に令和4年2月まで登録されている方で、令和4年4月入所を希望される方は新たに申請が必要です。

ポイント



令和4年1月～3月

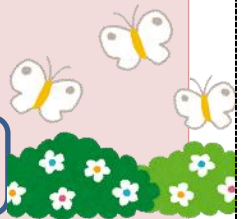
◎1次利用調整結果通知（2月上旬）

## 令和4年度4月入所2次申請（2月上旬～2月中旬）

◎2次利用調整結果通知（2月下旬）

内定者→健康診断、内定園での面接

保留者→待機児童名簿に登録（令和4年5月～令和5年2月まで）



令和4年4月



入園・慣らし保育



## 「利用者支援員相談」をご利用ください

保育施設の入所申請や市内の保育サービス等について、利用者支援員がご案内しています。

※不在の場合や、お待たせすることがある為、予約をおすすめします。下記までご連絡ください。

日時 平日（土日祝日、年末年始を除く）  
8時30分～11時30分 13時～16時30分

場所 市役所2階子育て支援課

連絡先 子育て支援課 利用者支援員

☎ 042-470-7740（直通）

※ご連絡の際は「利用者支援員相談」とお伝えください。



子どもと遊びに行ける場所を知りたい

認可保育園の入所申請についてじっくり聞きたい

保育園と幼稚園の違いを教えてください

一時的に子どもを預けられる場所を知りたい